

令和 7 年 度

定 例 監 査 等 結 果 報 告 書

〔 集 録 〕

岡 崎 市 監 査 委 員

目 次

保 育 園 ・ こ ど も 園	1
総 合 政 策 部	3
(企画課、デジタル推進課、秘書課、広報課、地域創生課)	
財 務 部	5
(財政課、行政経営課、市民税課、資産税課、納税課、固定資産評価審査委員会)	
土 木 建 設 部	7
(建設企画課、土木管理課、道路維持課、道路建設課、河川課)	
福 祉 部	9
(福祉政策課、ふくし相談課、生活福祉課、障がい福祉課、長寿課、 介護保険課、国保年金課、医療助成室)	
上 下 水 道 局	13
(経営管理課、総務課、サービス課、水道工事課、水道浄水課、 下水道施設課、下水道工事課)	
小 中 学 校	14
工 事 監 査	16
(都市基盤部公園緑地課)	
経 済 振 興 部	19
(商工労政課、観光推進課、農務課、農地整備課、中山間政策課)	
公の施設の指定管理者等監査	21
(あいち三河農業協同組合)	
農 業 委 員 会 事 務 局	23

保 育 園 ・ こ ど も 園

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象及び実施期日

監 査 の 対 象			実 施 日
六 ッ 美 西 保 育 園	岩 松 保 育 園	梅 園 こ ど も 園	令和7年8月6日

3 監査の対象期間

令和7年4月1日～令和7年8月6日

4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、配当予算の執行及び現金の出納を重点に監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、各保育園長等の説明を聴取し、かつ物品の管理状況について実査を行った。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

保育園

契約事務について、2 者以上の者からの見積書の徴取等が必要であると思料される物品購入を分割して、契約しようとする者のみのお見積書により随意契約を行っているものがあつたため、契約規則に準拠した適正な処理をされたい。なお、所管課である保育課において、周知、指導及び確認を徹底されたい。

総 合 政 策 部

企画課、デジタル推進課、秘書課、広報課、地域創生課

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和7年3月27日～令和7年10月29日

3 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

デジタル推進課

機器設置契約の締結において、遑りで契約書の作成を行っていたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

財 務 部

財政課、行政経営課、市民税課、資産税課、納税課、固定資産評価審査委員会

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和7年3月27日～令和7年11月25日

3 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

行政経営課

普通財産の土地に、地縁による団体が建物を設置しているが、土地の使用に係る手続を行っておらず、その根拠も明確になっていないものが見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

市民税課

有効期間が経過した原動機付自転車等の試乗標識について、返納されていないものがあつたため、市税条例に準拠した適正な処理をされたい。

市民税課・納税課

市税規則等について、改正が漏れているものがあつたため、適正な処理をされたい。

資産税課

- 1 駐車場使用料について、職員が立替払いしているものがあつたため、予算決算及び会計規則に準拠した適正な処理をされたい。
- 2 市外に住所等を有する者を固定資産税の納税管理人として定める申請について、承認手続が行われていなかったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。
- 3 状況調査に基づく固定資産課税台帳の訂正について、確認が十分に行われていないものがあつたため、適正な処理をされたい。

土 木 建 設 部

建設企画課、土木管理課、道路維持課、道路建設課、河川課

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和7年8月1日～令和8年1月29日

3 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

土木管理課

道路占用料等に係る債権管理について、督促の手続を行っていなかったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

福 祉 部

福祉政策課、ふくし相談課、生活福祉課、障がい福祉課、長寿課、
介護保険課、国保年金課、医療助成室

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和7年8月1日～令和8年3月5日

3 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

福祉政策課

- | |
|--|
| 1 精算を伴う指定管理業務の修繕費及び光熱水費の実績報告について、証拠書類で金額の確認を行っていなかったため、適正な処理をされたい。 |
| 2 遺族連合会補助金の交付事務について、補助対象外経費を補助対象経費に含めているものがあったため、適正な処理をされたい。 |

ふくし相談課

社会福祉協議会運営費等補助金の実績報告について、確認した内容を証する記録が不十分であったため、適正な処理をされたい。
--

生活福祉課

- | |
|--|
| 1 生活保護費過払金の返還金の債権管理において、次のとおり不備な点が見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。
(1) 督促の手続を行っていないものがあった。
(2) 延滞金の減免に係る手続を行っていなかった。 |
| 2 診療（調剤）報酬の返還金について、調定及び納入通知をしていないものがあつたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。 |
| 3 遺留金の管理及び葬祭に係る費用の支払において、次のとおり不備な点が見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。
(1) 歳入歳出外現金として速やかに指定金融機関へ払い込まれていない遺留金があった。
(2) 遺留金品管理台帳に登録されていない遺留金があった。
(3) 葬祭に係る費用の支払が遅延しているものがあつた。
(4) 葬祭に係る費用について、遺留金から充当されていないものがあつた。 |

障がい福祉課

- | |
|---|
| <p>1 心身障がい者福祉扶助料返還金収入の債権管理において、次のとおり不備な点が見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 調定及び納入通知をしていないものがあった。</p> <p>(2) 債権管理簿が作成されていないものがあった。</p> <p>(3) 債権管理簿について、債権管理規則第6条に規定された記載すべき事項を正しく記載していないものがあった。</p> |
| <p>2 全国ろうあ者体育大会補助金の交付事務について、補助対象外経費を補助対象経費に含めているものがあったため、適正な処理をされたい。</p> |

長寿課

- | |
|---|
| <p>1 精算を伴う指定管理業務の光熱費の実績報告について、証拠書類で金額の確認を行っていないものがあったため、適正な処理をされたい。</p> |
| <p>2 学区敬老会運営事業費補助金の交付事務について、補助対象経費と補助対象外経費が区分されていなかったため、適正な処理をされたい。</p> |
| <p>3 遺留金品の管理及び葬祭に係る費用の支払において、次のとおり不備な点が見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。また、長期にわたり遺留金品を保管しているものがあったことから、速やかに手続を執り進められたい。</p> <p>(1) 歳入歳出外現金として速やかに指定金融機関へ払い込まれていない遺留金があった。</p> <p>(2) 現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>(3) 遺留金品管理台帳に登録されていない遺留金があった。</p> <p>(4) 相続人調査を実施していない遺留金があった。</p> <p>(5) 受領書と現物が一致していない遺留品があった。</p> <p>(6) 遺留金品ではないものを受領し保管していた。</p> <p>(7) 葬祭に係る費用について、遺留金から十分に充当されていないものがあった。</p> |

介護保険課

- | |
|---|
| <p>1 資金前渡された駐車場使用料の現金出納簿が作成されていなかったため、予算決算及び会計規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p> |
|---|

2 軽費老人ホーム利用料補助金の実績報告について、証拠書類の内容確認を十分に行っていないものがあったため、適正な処理をされたい。

医療助成室

後期高齢者医療保険料の過年度分の延滞金として整理されている収入について、翌年度への繰越を繰返していたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

生活福祉課・長寿課・国保年金課

請求書及び申請書について、日付等を修正テープにより修正していたものがあったため、適正な処理をされたい。

上 下 水 道 局

経営管理課、総務課、サービス課、水道工事課、水道浄水課、
下水道施設課、下水道工事課

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和7年9月29日～令和8年3月30日

3 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。

小 中 学 校

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象及び実施期日

監 査 の 対 象			実 施 日
矢 作 北 小 学 校	北 野 小 学 校		令和8年2月4日
岩 津 小 学 校	岩 津 中 学 校	恵 田 小 学 校	令和8年2月9日
男 川 小 学 校	美 川 中 学 校	根 石 小 学 校	令和8年2月10日

3 監査の対象期間

令和7年4月1日～令和8年2月10日

4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、配当予算の執行及び現金の出納を重点に監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、各小中学校長等の説明を聴取し、かつ物品の管理状況について実査を行った。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

小学校

薬品の管理について、劇物の現在量が毒物・劇物・危険物薬品受払簿と一致していないものがあったため、適正な管理をされたい。

工 事 監 査

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する随時監査

2 監査の対象

南公園整備事業（都市基盤部公園緑地課）

3 監査の実施期間

令和7年10月29日～令和8年3月30日

現地調査日 令和8年1月15日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び工事の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているかについて監査した。

- (1) 工事が予算の所期する目的に適合しているか。
- (2) 工事が設計図書及び仕様書のとおりできているか。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取し、かつ現地調査を実施した。

また、監査にあたっては技術的観点を主眼としたため、公益社団法人大阪技術振興協会の協力を得て実施した。公益社団法人大阪技術振興協会からは、監査の対象工事については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められ、計画どおりに実施管理され、総括的に良好であるとの報告があった。

6 監査の結果

各項目は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているとおおむね認められた。

工事の概要

南公園整備事業

1 工事場所

岡崎市若松町地内

2 工事の目的

南公園内施設の老朽化や当該公園に対するニーズの変化への対応として、どの世代も憩えるような場所を提供するための整備

3 工事の概要

(1) 解体・撤去する施設

プール、テニスコート、管理棟、運動場（ナイター照明塔含む）、各所トイレ

(2) 新たに導入する施設

多目的芝生広場、大屋根（人工芝広場）、屋内遊戯施設、水遊び場、遊具広場、多目的トイレ、倉庫

(3) 再整備する施設

交通広場、交通広場管理棟、公園管理事務所、駐車場、児童公園

(4) 建築する建物

体験学習施設棟、公園管理事務所棟、交通広場管理棟、交通広場トイレ棟、交通広場車庫棟、作業所棟、更衣室トイレ棟、多目的広場トイレ棟、多目的広場倉庫棟、大屋根、梅林トイレ棟、野鳥の森トイレ棟、自転車車庫棟、ゴーカート乗場棟、通路屋根

4 P F I 事業者

岡崎南公園マネジメント株式会社

5 工事請負業者

安藤ハザマ・朝日工業特定建設工事共同企業体

6 事業費（消費税及び地方消費税を含む。）

契約金額 7,557,023,383円

7 施工期間

令和6年7月1日～令和9年1月31日

8 工事進捗率（令和7年12月末現在）

土木工事進捗率：50.4%

建築工事進捗率：11.2%

経 済 振 興 部

商工労政課、観光推進課、農務課、農地整備課、中山間政策課

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和7年9月29日～令和8年4月27日

3 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

商工労政課

- | |
|--|
| 1 認定職業訓練事業費補助金の実績報告について、補助対象外経費を補助対象経費に含めているものがあったため、適正な処理をされたい。 |
| 2 地域労働団体公益的事業費補助金の実績報告において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。
(1) 補助対象外経費を補助対象経費に含めているものがあった。
(2) 補助対象経費と補助対象外経費の区別が明確でないものがあった。 |

観光推進課

- | |
|---|
| 1 資材倉庫の行政財産目的外使用許可に係る事務について、使用料の算定に誤りがあったため、行政財産目的外使用料条例等に準拠した適正な処理をされたい。 |
| 2 伝統行事保存伝承事業費補助金の交付事務について、補助対象外経費を補助対象経費に含めているものがあったため、適正な処理をされたい。 |

農務課

- | |
|---|
| 1 新規就農支援対策事業費補助金の実績報告について、交付決定前の事業に係る経費を補助対象経費に含めているものがあったため、関係課と協議の上、適正な処理をされたい。 |
| 2 麦赤かび病防除事業費補助金の実績報告について、証拠書類の確認を十分に行っていないものがあったため、適正な処理をされたい。 |
| 3 土地賃貸借契約の締結について、遡りで契約書の作成等を行っていたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。 |

中山間政策課

精算を伴う指定管理業務の修繕費の実績報告について、証拠書類で金額の確認を十分に行っていなかったため、適正な処理をされたい。

公の施設の指定管理者等監査

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第3号の規定により実施する監査

2 監査の対象

- (1) 指定管理者 あいち三河農業協同組合
- (2) 公の施設 岡崎市農林産物等展示即売施設
(おかざき農遊館、ふれあいドーム岡崎)
- (3) 所管課 経済振興部農務課

3 監査の実施期間

令和7年9月29日～令和8年4月27日

4 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 監査の着眼点

公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行が法令等に適合し、当該公の施設の設置目的に沿っているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、常務理事及び部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 指定管理業務の概要

- (1) 業務の内容

産直購買・販売

- (2) 指定方法 公募
- (3) 指定管理料 4,978,784円（令和6年度）
- (4) 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

8 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、当該公の施設の設置目的に沿って適正に執行されているとおおむね認められた。

農 業 委 員 会 事 務 局

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和7年9月29日～令和8年4月27日

3 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、事務局長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。